

東村山市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和3年11月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市下水道条例の一部を改正する条例

東村山市下水道条例（昭和54年東村山市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う改正その他所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

東村山市下水道条例の一部を改正する条例

東村山市下水道条例（昭和54年東村山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条第1項中「の各号」を削る。

第20条中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改める。

第27条第1項、第34条第1項、第35条第1項及び第40条中「の各号」を削る。

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

東村山市下水道条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(5) (略)

(除害施設の設置等の届出)

第7条 除害施設の新設等又は使用の方法を変更しようとする者は、あらかじめ掲げる事項を規則で定める書面により市長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(使用料の徴収方法)

第20条 使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定による指定をした者による納付(市長が別に定めるものに限る。)の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(指定要件等)

第27条 指定下水道工事店は、次に掲げる要件に適合していなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

旧 条 例

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(5) (略)

(除害施設の設置等の届出)

第7条 除害施設の新設等又は使用の方法を変更しようとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を規則で定める書面により市長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(使用料の徴収方法)

第20条 使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付(市長が別に定めるものに限る。)の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(指定要件等)

第27条 指定下水道工事店は、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

新 条 例

(手数料)

第34条 指定下水道工事店の指定の申請等については、申請の際、次に定めるところにより手数料を徴収する。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(行為の許可)

第35条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(罰則)

第40条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(9) (略)

旧 条 例

(手数料)

第34条 指定下水道工事店の指定の申請等については、申請の際、次の各号に定めるところにより手数料を徴収する。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(行為の許可)

第35条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(罰則)

第40条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(9) (略)